

滋賀県地域防災計画（事故災害対策編） 新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由
	第2章 湖上災害対策計画	第2章 湖上災害対策計画	
	第2節 災害応急対策	第2節 災害応急対策	
P15 ~ P16	<p>第6 住民等の避難</p> <p>(2) 避難所の設置と運営</p> <p>① 市町</p> <p>市町は、必要に応じて避難所を開設するとともに、設置場所等を速やかに住民等に周知徹底を図る。また、一般の避難所生活が困難である要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の対応については、国の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」および「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を参考に指定を進め、必要数の確保に努める。なお、市町は、あらかじめ避難所に指定された施設の管理者との間で協議を行い、施設の管理方法について取り決めを行う。</p> <p>市町は避難所を設置した場合には、速やかに県に連絡するとともに、避難所の運営および連絡調整に当たる担当職員を避難所に派遣し、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行う。</p>	<p>第6 住民等の避難</p> <p>(2) 避難所の設置と運営</p> <p>① 市町</p> <p>市町は、必要に応じて避難所を開設するとともに、設置場所等を速やかに住民等に周知徹底を図る。また、一般の避難所生活が困難である要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の対応については、国の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」および「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を参考に指定を進め、必要数の確保に努める。なお、市町は、あらかじめ避難所に指定された施設の管理者との間で協議を行い、施設の管理方法について取り決めを行う。</p> <p>市町は避難所を設置した場合には、速やかに県に連絡するとともに、避難所の運営および連絡調整に当たる担当職員を避難所に派遣し、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行う。</p> <p><u>各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進する。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</u></p> <p><u>また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。</u></p> <p><u>指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、</u></p>	<p>【人権施策推進課】</p> <p>「風水害」「震災」「事故災害」「原子力災害」の4つの対策計画のうち、「事故災害」のみ、「避難所運営」における「女性の参画」と「性的指向・性自認への配慮」について記載されていないため。</p> <p>※当該頁（第2章 湖上災害対策計画）の他、以下の頁も同様。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・26 頁（第3章 航空機災害対策計画）</li> <li>・37～38 頁（第4章 鉄道災害対策計画）</li> <li>・49 頁（第5章 道路災害対策計画）</li> <li>・63 頁（第6章 危険物等災害対策計画）</li> <li>・74 頁（第7章 毒物劇物災害対策計画）</li> <li>・86 頁（第8章 大規模な火事災害対策計画）</li> </ul>

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u>	・96 頁（第9章 林野火災対策計画）
P41	<b>第5章 道路災害対策計画</b> 《本県の現状》 県内の道路総延長は、平成29年4月1日現在で国道が715.0km、県道2,021.2km、市町村道10,176.4kmで、その合計は12,912.6kmであり、このほかに名神、新名神、北陸の3本の高速自動車道がある。	<b>第5章 道路災害対策計画</b> 《本県の現状》 県内の道路総延長は、 <u>令和2年3月31日</u> 現在で国道が <u>695.1km</u> 、県道 <u>2,028.3km</u> 、市町村道 <u>10,251.2km</u> で、その合計は <u>12,974.6km</u> であり、このほかに名神、新名神、北陸の3本の高速自動車道がある。	【道路保全課】 時点修正
P53	<b>第6章 危険物等災害対策計画</b> 《本県の現状》 危険物製造所等は、令和3年3月末現在5,447箇所（完成検査済証交付施設数）あり、内訳は製造所が118箇所、貯蔵所が3,793箇所、取扱所が1,536箇所となっている。 また、令和3年3月末現在火薬類製造所・火薬庫は25箇所、高圧ガス第一種製造所・第一種貯蔵所は205箇所、放射性同位元素等取扱事業所は85箇所となっている。	<b>第6章 危険物等災害対策計画</b> 《本県の現状》 危険物製造所等は、 <u>令和4年3月末</u> 現在 <u>5,384箇所</u> （完成検査済証交付施設数）あり、内訳は製造所が118箇所、貯蔵所が <u>3,753箇所</u> 、取扱所が <u>1,513箇所</u> となっている。 また、 <u>令和4年3月末</u> 現在火薬類製造所・火薬庫は <u>18箇所</u> 、高圧ガス第一種製造所・第一種貯蔵所は <u>261箇所</u> 、放射性同位元素等取扱事業所は85箇所となっている。	【防災危機管理局】 時点修正